

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルキナファソ	食糧援助に関する日本国政府と ブルキナファソ政府との間の交 換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	H28.2.22 ワガドウ グーで (同日)	日本側 二石昌人在ブルキ ナファソ大使 アルフ ン・キナファソ副 ア・パリール外務・協力・ 在外ブルキナファソ人大 臣	H28.3.11 66号
ブルキナファソ	食糧援助に関する日本国政府と ブルキナファソ政府との間の交 換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	370,000千円 -----	H28.9.15 ワガドウ グーで (同日)	日本側 二石昌人在ブルキ ナファソ大使 アルフ ン・キナファソ副 ア・パリール外務・協力・ 在外ブルキナファソ人大 臣	H28.9.29 375号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。